

平成25年1月24日、「平成25年度税制改正大綱」が発表されました。相続税の基礎控除の引下げ、所得税の最高税率の引上げなどがある一方で、中小法人の交際費限度額の引上げ、教育資金の贈与税非課税制度の創設、住宅ローン控除の拡充などが実施されます。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● 交際費の損金算入の拡充 **法人：減税**

資本金1億円以下の中小法人に対する交際費の控除限度額が、現行の600万円から800万円までに引き上げられ、控除限度額内の10%損金不算入措置も廃止されます。

この改正は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

● 少額投資非課税制度の拡充 **個人株式譲渡：減税**

上場株式等の配当・譲渡所得に係る10%軽減税率が平成25年12月31日をもって廃止され、20%の本則税率となりますが、これに伴って導入される少額投資非課税制度が拡充されます。

これは、平成26年1月1日から平成35年12月31日までに非課税口座において株式投資信託や上場株式に投資した場合に、その配当や譲渡所得がその年を含めて5年間非課税になるものです。年間非課税投資額の上限は100万円で、非課税投資総額の上限は500万円となります。

なお、非課税口座は平成25年10月から始まりますので、証券会社・銀行などの金融機関にお問い合わせ下さい。

● 所得税の最高税率の見直し **個人所得：増税**

課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられます。。

課税所得	現行	改正
195万円以下の金額	5%	5%
195万円超 330万円以下の金額	10%	10%
330万円超 695万円以下の金額	20%	20%
695万円超 900万円以下の金額	23%	23%
900万円超 1,800万円以下の金額	33%	33%
1,800万円超 4,000万円以下の金額	40%	40%
4,000万円超の金額		45%

この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます。

● 住宅ローン控除の改正 **個人：減税**

住宅ローン控除の適用期限が平成 29 年まで 4 年延長されるとともに控除限度額が拡大されます。なお住宅に係る消費税が 5% の場合は、控除限度額は従来通りとなります。

居住年月	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	控除期間
平成 25 年 ~平成 26 年 3 月	2,000 万円 (3,000 万円)	1% (1%)	20 万円 (30 万円)	10 年 (10 年)
平成 26 年 4 月 ~平成 29 年	4,000 万円 (5,000 万円)	1% (1%)	40 万円 (50 万円)	10 年 (10 年)

( ) は認定長期優良住宅・認定低炭素住宅

● 相続税の基礎控除を引き下げ **相続：増税**

相続税の基礎控除が、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から以下の通り引き下げられます。

	現行	改正
相続税基礎控除	5,000 万円 + 法定相続人数 × 1,000 万円	3,000 万円 + 法定相続人数 × 600 万円

● 相続税の税率を引き上げ **相続：増税**

相続税の税率が、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から以下の通り引き上げられます。

法定相続人の取得価額	現行	改正
1,000 万円以下の金額	10%	10%
1,000 万円超 3,000 万円以下の金額	15%	15%
3,000 万円超 5,000 万円以下の金額	20%	20%
5,000 万円超 1 億円以下の金額	30%	30%
1 億円超 2 億円以下の金額	40%	40%
2 億円超 3 億円以下の金額		45%
3 億円超 6 億円以下の金額	50%	50%
6 億円超の金額		55%

● 贈与税の税率を見直し **贈与：増減税**

贈与税の税率が、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から以下の通りとなります。

20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	現行	改正
200 万円以下の金額	10%	10%
200 万円超 300 万円以下の金額	15%	15%
300 万円超 400 万円以下の金額	20%	
400 万円超 600 万円以下の金額	30%	20%
600 万円超 1,000 万円以下の金額	40%	30%
1,000 万円超 1,500 万円以下の金額	50%	40%
1,500 万円超 3,000 万円以下の金額		45%
3,000 万円超 4,500 万円以下の金額		50%
4,500 万円超の金額		55%

上記以外の場合	現行	改正
200万円以下の金額	10%	10%
200万円超 300万円以下の金額	15%	15%
300万円超 400万円以下の金額	20%	20%
400万円超 600万円以下の金額	30%	30%
600万円超 1,000万円以下の金額	40%	40%
1,000万円超 1,500万円以下の金額	50%	45%
1,500万円超 3,000万円以下の金額		50%
3,000万円超の金額		55%

● 小規模宅地特例の見直し **相続：減税**

被相続人と同居していた場合などの特定居住用宅地等の適用対象面積が 240 m<sup>2</sup>から 330 m<sup>2</sup>に拡大されます。また特定居住用宅地と特定事業用宅地とがある場合について、それぞれの限度面積（居住用 330 m<sup>2</sup>、事業用 400 m<sup>2</sup>）まで併用ができるようになります。これらの改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続について適用されます。

● 教育資金の一括贈与の非課税措置を創設 **贈与：減税**

両親・祖父母から教育資金の贈与を受けた場合に、受贈者（30 歳未満の子・孫）1 人当たり 1,500 万円（学校以外は 500 万円）を非課税とする特例が創設されます。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されるものについて適用されます。

- ・ 学校等に支払う入学金等の金銭、学校以外に支払われる金銭（文科省が定める）
- ・ 非課税申告書を金融機関を通じて税務署に提出
- ・ 教育資金を支払った時に、それを証明する書類を金融機関に提出
- ・ 受贈者が 30 歳になった時の残額は、その日に贈与があったとして贈与税課税

平成 25 年 1 月以降に支払う給与・報酬等から、源泉所得税の金額が変更されています。

【臨時休業のお知らせ】4月4日（木）～5（金）は、臨時休業させていただきます。

税務カレンダー

	内容	備考
4 月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第 1 期）	
5 月	自動車税の納付	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。